

「三者の関係をもう一度、見直さなければ」。近畿地方にある協同組合幹部は、高速道路割引事業を巡って、組合員と組合、それに高速道路会社の窓口になつていろいろ別の協同組合との3者関係についてそう話す。きっかけは車限令違反の罰則強化によ

三者の関係見直しを

る、割引制度の停止などに対応するためだった。道路会社の窓口である、いわば上部組織に当たる協同組合に対し、この組合は、組合員が万一一の不祥事を起こした場合の連帯保証義務を負うのではないかと考へるからだ。

組合幹部は、「連帯保証関係を明記し

た書面はないはずだが、3社の関係を見直すと、そうとしか取れない状況」と話している。上部団体に当たる組合幹部も基本的に同様の考え方だ。組合幹部は、「三社の関係を書いたものを残しておこう必要があるかどうか、今後検討したい」と話す。(西口訓生)

40トントの背高(9・6m)、コンテナによる効率的な物流形態を重要視。車両制限令に定められた「一般的制限値」を、「40トントの背高(9・6m)」が通行許可なく走行できるよう、引き上げるというものだ。具体的

区間を走行できる、とい
う制度だ。また、実際に
走行した経路を事後に確
認できるよう、位置情報
を蓄積し双向通信が可
能な「ETC2・0」の
装着も、許可なし通行の
要件とした。

海コン輸送は、中身の
確認や積み替えができる
い特殊輸送で、荷主から
のオーダーを信用するこ
とで成り立つシステム
だ。しかし、走行中の前

けどNEXCOからの言わ
れたが、こんな環境の中、
どのように違反しないよ
うにできるのかと反論し
た。上司が出てきて『困
りましたね』と言つてい
たが、困つてはいるのはこ
ちらだ

「困つて いるのはこちらだ

通行許可はあっても軸重違反を指摘される。そんな矛盾に悩む特殊車両輸送の現場の心境を逆なでするかのような制度が5月下旬に国土交通省で審議された。

には、海上コンテナ輸送であることを証明する書類を40トント背高車両の乗務員が携行すれば、車両総重量44トン(フル積載30.48トントラクタ13.5トントン)までは通行許可なく、重要な物流道路に指定された

フル積載状態の海コンを無許可で通行できる。しかし実態は、そう浮かれた話ではない。違反、ことに軸重違反が自動計測装置によって捕捉されてしまうケースには、「取り締まりの対象

のめり状態の車両の軸重などという不可抗力までをも違反の対象とされることは、その信用も揺らぐ。重要物流道路は、その民間の信用を行政機関としても最大限尊重しようといふ話かと思ひきや、根

違反点数を誤通知

違反点数を誤通知 西日本高速など3社「再発防止に努力」

ク体制を構築するなど再発防止に努めること」としている。

(中野秀一)